

## 甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	若尾彰子君
	安倍健治君		保坂康君
	金丸幸司君		小澤重則君
	松井豊君		

### 欠席委員（1名）

赤澤厚君

### 傍聴議員（2名）

議長	秋山照雄君		滝川美幸君
----	-------	--	-------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	丸山英資君	総務部長	小林一三君
市民部長	大畷正之君	生活環境部長	望月新路君
教育部長	名取藤吾君	経営戦略課長	酒井厚志君
財政課長	田中貴則君	総務課長	大木康君
人事課長	小宮山厚君	市民戸籍課長	名取晶子君
税務課長	山田郁子君	市民活動支援課長	久保田浩君
教育総務課長	小田切英規君	スポーツ振興課長	広瀬修君
政策戦略係長	杉田博一君	経営企画係長	村越恵君
ふるさと納税推進係長	宮川佳子君	財政係長	徳井雄一君
管理係長	清水良一君	給与係長	五味万里君

戸籍係長	長 瀧 陽 美 君	市民税係長	荻 原 実 香 君
市民活動支援係長	内 野 真 理 君	施設係長	保 坂 勇 二 君
スポーツ推進係長	乙 黒 良 智 君	施設管理係長	小宮山 敦 司 君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 沢 一 昭	書	記	森 田 公
書記	藤 井 涼 子	書	記	深 澤 隼 人

#### 審査内容

##### 1 補正予算審査

議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

##### 2 請願審査

請願第6-1号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」  
の日本政府への提出についての請願

##### 3 その他

開会 午後 1時24分

○書記（森田 公君） 連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めましてこんにちは。

ご参集、大変ご苦勞さまでございます。

今日は東京都知事選の告示日ということで、世の中は非常ににぎやかになっています。また、今回の人選についてはいろいろな形で五十何名の立候補者ということで過去に例を見ない展開が広げられるかなというふうに思っています。

そんな中、本市においても9月には市長選があるということで、非常に我々も注視していく必要があるかなというふうに思います。

今日は、第2回定例会の補正予算等の審査を行います。そしてまた、請願の審査もありますので、委員各位の慎重なるご審議をお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、赤澤委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

---

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

それでは、審査に入る前にお諮りいたします。

本日は円滑な審査を行うため、タブレットに保存してあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

なお、当局は着座ですので、誰が答弁するか分かるようにしっかりと挙手の上、マイクを近づけはつきりと大きな声で発言していただけるようお願いいたします。

それでは、補正予算審査を行います。

議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）及び議案第71号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け質疑を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

大木総務課長。

○総務課長（大木 康君） 連日大変お疲れさまでございます。本日もよろしくをお願いいたします。

総務課から補正予算の内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の12、13ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、04市有財産維持管理事業、14節工事請負費400万円の増額補正をお願いするもので、財源につきましては、全て一般財源となります。

補正予算の内容でございますが、現在万才1区自治会に倉庫として無償貸付しております消防団2分団4部旧詰所として使用していた普通財産建物の解体に要する経費であります。本建物は、消防団の詰所の用途として、昭和43年5月、旧竜王町が個人から寄附採納したもので、建築年度は不明、コンクリートブロック一部鉄筋コンクリート造りの2階建て、延べ床面積は約34平方メートルであります。

平成4年に消防団詰所が別の場所に移転新築されたことに伴い、以降は自治会の倉庫として活用してまいりましたが、建物の老朽化により雨漏りや窓枠の崩落など非常に危険な状況にあることから、昨年度、区からの解体の要望を受け、解体工事を実施するものであります。

なお、本工事は9月頃の入札執行を予定し、工期につきましては、年内の完成を見込んでいます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

よろしいですね。

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、人事課より、2款総務費1項総務管理費及び各款の人件費について一括で説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） よろしくをお願いいたします。お疲れさまです。

それでは、人事課から人事課が所管します補正予算についてご説明させていただきます。

初めに、甲斐市定例審議会資料の11ページをお願いいたします。

今回の補正の内容であります。児童手当法の改正に伴いまして、児童手当が拡充されるため、対象となる職員の児童手当について増額をお願いする人件費の補正となっております。

初めに、児童手当法の主な改正内容についてご説明させていただきます。

まず、(1)の支給対象の拡大についてであります。これまでの児童手当は、中学校修了までの児童を対象としておりましたが、法律改正により高校生年代までの児童に拡大されました。

次に、(2)の所得制限の撤廃。

(2)から説明させていただきます。

(2)の所得制限の撤廃。

これまでの児童手当の支給に当たりましては、保護者に一定以上の収入があった場合、受給することができませんでしたが、法律改正により、所得制限が撤廃されたことで、全ての

児童が支給の対象となりました。

(3) の多子加算の増額についてであります。こちらはこれまで第3子以降の児童手当は、1人当たり1万5,000円でありましたが、法律改正により1人当たり3万円に増額されたものであります。

また例えば、児童が3人いる世帯におきましては、これまで第1子及び第2子の年齢が18歳になりますと児童数から除算されていましたが、法律改正により第1子及び第2子が22歳になるまで児童数に含まれることになりました。

続きまして、(4) の支払回数の変更についてですが、こちらはこれまで年3回の支給が法律改正により年6回に変更になったものであります。

次に、大きな2番の支給対象職員についてですが、改正後の法律が施行される10月1日現在におきまして、131人の職員が児童手当の支給対象となる見込みであります。そのうち17人が高校生年代までが児童手当が拡充されたことによりまして、新たに支給対象となる職員数であります。

次の3の補正予算の人員費明細表であります。こちらは今回の児童手当法の改正に伴いまして、補正が必要となる予算であります。補正額の合計欄にありますとおり342万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、補正予算説明書で事業ごとの補正額を説明させていただきますので、補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総務管理関係職員費の17万円、こちらが児童手当の増額に該当する人員費の補正予算であります。

また、下にあります人事管理事業の81万4,000円、こちらは人員費の補正とは別になりますが、児童手当の拡充に伴い、人事給与システムの改修が必要になったため、その改修費用として増額をお願いする補正予算であります。

続きまして、5行下にあります敷島支所関係職員費の52万円、こちらから2行下にあります税務関係職員費の9万5,000円。

ページをめくっていただきまして、14、15ページの15ページにあります戸籍住民関係職員費の4万円、社会福祉関係職員費の24万円、16、17ページになりますが、17ページにあります児童館関係職員費の24万円、保健衛生関係職員費の30万円、18、19ページにまいりまして、19ページにあります環境衛生関係職員費の23万円、農林業関係職員費の12万円、

商工観光関係職員費の22万円。

最後に、22、21ページになりますが、21ページにあります土木管理関係職員費の1万円、都市計画関係職員費の45万5,000円、教育管理関係職員費の54万円、社会教育関係職員費の24万円、こちらまでが今回の児童手当の増額に該当する補正予算となっております。

以上が人事課が所管いたします補正予算の説明となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 質疑がございませんか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、市民戸籍課より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の財源更正について説明をお願いいたします。

名取市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（名取晶子君） お疲れさまでございます。

市民戸籍課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、ナンバー11戸籍事務費につきましては、財源更正をお願いするものでございます。内容につきましては、戸籍に氏名の振り仮名を追加する法改正に伴い、通知する機能に係る戸籍情報システム改修経費の財源を一般財源としておりましたが、社会保障税番号制度システム整備費補助金の対象経費となったため、財源を振り替えるものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、税務課より、2款総務費、2項徴税費について説明をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。

税務課の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、議会資料により、調整給付金の支給について説明させていただきます。

では、議会資料の12ページをお願いいたします。

1、経緯。物価高から国民を守る国の施策としまして、本年度住民税、所得税、それぞれ定額減税を実施しています。

また、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、市町村において調整給付金の支給が行われます。

本市におきましても、国の交付金により実施するものでございます。

次に、2、目的。定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に、定額減税を補足する給付として、調整給付金が支給されます。

次に、3、支給対象者。定額減税の対象者のうち、住民税は1万円、所得税は3万円に本人扶養親族の人数を乗じた金額のほうが本人の定額減税前の住民税または所得税の金額より多い場合、定額減税し切れないため、調整給付金の支給対象者となります。

なお、住民税均等割のみの納税者や非課税者は対象外です。

次に、4、支給額（1）で1万円掛ける人数の額から令和6年度分個人住民税所得割額を

引いた金額を出します。(2)で3万円掛ける人数の額から令和6年分推計所得税額、これは、令和5年分所得税額であります。これを引いた金額を出します。(1)と(2)を合算し、端数を切り上げ、1万円単位とした額が支給額となります。

次に、5、支給対象者数は見込み数で納税者本人と扶養親族を合わせて2万1,000人です。

内訳は、納税者本人が1万5,000人、扶養親族が6,000人と見込んでおります。

13ページをお願いいたします。

次に、6、支給方法。市から支給対象者に確認書と返信用封筒を郵送します。対象者から確認書を返送してもらい、対象者本人が指定した口座へ調整給付金を振り込みます。

次に7、今後のスケジュール。8月初旬以降、対象者を抽出し、人数、支給金額を算出し、確認します。8月下旬以降、対象者に確認書を送付します。9月中旬以降、対象者から返送される確認書の受付、審査を行い、調整給付金の支給決定を行います。9月下旬以降、対象者が指定した口座へ振り込みを開始する予定でございます。

次に8、その他。納税者への周知につきましては、今後の広報及び市ウェブサイトにて、事業の詳細について周知してまいります。

次に、資料が変わりまして、補正予算説明書をお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

一番下、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、補正前の額の9,020万円に6億1,305万6,000円の増額をお願いし、合計7億325万6,000円とするものでございます。財源につきましては、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

13ページをお願いします。

一番下、説明欄の15、調整給付金給付事業6億1,305万6,000円の内容を説明いたします。

1節報酬16万9,000円は、会計年度任用職員の時間外手当であります。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

15ページのほうでございます。

一番上、3節職員手当等97万4,000円の正職員時間外手当につきましては、1節の報酬とともに、事業実施に係る人件費であります。

次に、10節需用費83万4,000円は、事務消耗品や通知、チラシなどの印刷代であります。

11節役務費668万5,000円は、納税者への通知に係る郵便料及び口座振込手数料であります。12節委託料3,439万4,000円は、システム改修、確認書の印刷、封入、封緘、返送され

た確認書の受付、審査、決定通知書の印刷等の業務委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金5億7,000万円は、対象見込み人数2万1,000人分の調整給付金であります。

これで税務課の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 広報は何月の広報になるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） お答えします。

8月号の広報で掲載させていただきます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、説明資料のほうで、今回この減税対象者、住民税と所得税の年間の納税が4万円に満たない人が支給されますよね。この人たちどうやって調べるんですか。ちょっとその辺。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） 抽出の方法でございますが、国で開発いたしました算定ツールというシステムに甲斐市の納税者の方のデータを入力いたしまして、そこで対象となる方の抽出を行い、人数や金額を算出するものでございます。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 分かった時点でその方に対しても通知を送るということによろしいですか。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） もう一つ、先ほどホームページ上で、ウェブサイトで周知を図っていくということなんですけれども、中には結構分からなくてとまどう市民の方、これ電話での相談とかも受付、行うんですか、ちょっとその辺。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） はい、お答えいたします。

コールセンターというものは設置いたしません、税務課の職員が窓口となりまして電話、また窓口へお越しいただいた方へご説明をさせていただきます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 職員の残業手当ということで、盛ってあるんですけれども、これというのは、この金額で出されるということで、一応予算になっているわけですか。その辺を。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） お答えいたします。

この中で納めるということで考えております。

国のほうから事務費といたしまして、対象者1人に対して3,000円まで補助金を交付されますので、その中で納めていく予定で考えております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民活動支援課から、6月補正予算の内容についてご説明させていただきます。

補正予算説明書12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、01自治振興事業につきまして、補正額900万円

を。

初めから。

12、13ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、01自治振興事業につきまして、補正額900万円を増額し、補正後の額は、6,880万9,000円をお願いするものでございます。内容でございますが、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業、宝くじの助成事業におきまして、申請いただきました4つの自治会の事業が採択されたことに伴い、合計900万円が交付決定となりましたので、歳入歳出ともに計上させていただきました。

内訳でございますが、コミュニティ助成事業につきましては、公民館や自治会事業などで使用するテーブル、椅子、パソコン、草刈機、発電機、グランドゴルフセットなどの購入に対する助成でありまして、補助額は、限度額である250万円を交付する2自治会と、申請額どおりの210万円、190万円を交付する各1自治会となっております。

以上が市民活動支援課の補正予算の説明であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） その自治会、4か所ちょっと分かったら教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 仲新居区自治会が250万、牛久自治会が250万、緑が丘自治会、これ双葉になりますけれども190万、滝沢区自治会、これも同じく双葉地区になりますが、210万円となっております。

○委員（小澤重則君） はい、ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時59分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、教育総務課より、10款教育費、2項小学校費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

小田切教育総務課長。

○教育総務課長（小田切英規君） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。

資料につきましては、補正予算説明書の20ページをお願いいたします。

中段になりますが、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、5億6,265万円の増額をお願いするものであります。財源内訳の国・県支出金4,569万7,000円は国の学校施設環境改善交付金で、地方債の4億9,113万円は合併特例債、残りの2,585万3,000円は一般財源であります。

内容といたしましては、21ページの説明欄の13、双葉西小学校費において校舎長寿命化改修工事2工区の実施に伴い、文部科学省から本年4月24日付で交付金の内示があったことから設計監理委託料1,265万円及び工事請負費5億5,000万円について新たに予算計上をお願いするものであります。西小学校校舎長寿命化改修工事につきましては、2つの工区に分けて施工しておりまして、そのうち1工区につきましては、昨年度完成いたしております。

このたびの補正予算につきましては、残りの2工区に関わるものでございます。本工事の内容につきましては、普通教室及び図書室、図画工作室などの特別教室の外壁、内壁、天井、床、電気設備、給排水設備の改修となります。

次に、繰越明許費につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算説明書の22ページをお願いいたします。

先ほど説明させていただきましたが、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の双葉西小学校施設整備費につきましては、校舎長寿命化改修工事2工区において、児童の安全確保を考慮し、特に夏休みなどの長期休暇に工事を集中させるため、今年度内での完成が困難であることから、委託料及び工事請負費の合計5億6,265万円について、翌年度への繰越

しをお願いするものでございます。

なお、本工事につきましては、ご議決をいただいた後に工事発注を行い、その後、本工事の契約締結について、市議会のご議決をいただいた後に、直ちに工事に着手し、来年秋頃の完成を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほど繰り越すということで、年内無理だと、夏休み期間中ということなんですけれども、どういった、夏休み期間にやって学校に通う期間は工事をしないということでもいいんですか。

○委員長（内藤久歳君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） こちらの校舎の長寿命化工事につきましては、基本的には工事内容としましては、先ほど申し上げたとおり、外壁でありますとか、あと内部、あと給排水設備、電気設備があります。校舎の中を期間においてはやるんですけれども、やはりふだん普通教室として使っている教室の工事を行う形になります。子供たちのまた移動をさせて、空いている教室に移動させて工事を行う、そのときにはやはり集中的に子供たちがいないときというのが工事の進みがよいものでありますことから、先ほど説明がありましたように、夏休み中はそういった子供たちに影響がないようなところを夏休み中で工事をするんですけれども、それ以外のところにつきましても、特別教室でありますとか、外だと外壁ですとか、そういった工事はやっていきますので、夏休み期間中だけ工事を行うということではありませんで、工事期間中は常に工事を行っている、行う形となります。

よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開いたします。

次に、スポーツ振興課より、10款教育費、7項保健体育費について説明をお願いいたします。

広瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） お疲れさまでございます。

スポーツ振興課の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費、右側説明欄20スポーツイベント補助事業につきまして、補正前の額9,730万1,000円に100万円の増額をお願いし、9,830万1,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、その他財源として、公益財団法人ライフスポーツ財団の子供活動支援金制度から100万円の交付決定をいただいたため、これを財源の一部とし、歳入及び歳出に計上するものでございます。

内容といたしましては、今年度市制20周年を迎えた甲斐市の記念事業として、令和7年2月23日日曜日に予定をしております。第19回甲斐梅の里クロスカントリー大会を市制20周年記念大会として、著名人やゲストラナーなどの招待、また参加者への記念品等を計画していることから、甲斐梅の里クロスカントリー大会実行委員会補助金として計上させていただきます。

続きまして、補正予算説明書同ページの下段になります。お願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、右側説明欄09玉幡公園総合屋内プール運営費につきまして、補正前の額1億5,159万9,000円に826万1,000円の増額をお願いし、1億5,986万円とするものでございます。

財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

この補正は、6月4日の総務教育常任委員会でご説明させていただきましたが、現在プールエリア全体の天井板の劣化及び機械設備等の不具合により休館としております。玉幡公園総合屋内プールを改修するに当たり、改修だけではなく、健康施設との複合化なども視野に

入れ、今後の施設全体の活用方針について検討するため、サウンディング調査費等の施設整備、計画策定支援業務委託として計上するものでございます。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 玉幡のプールですが、今、修理中でしたっけ、今後のことを考えるための運営費ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 今はまだ工事には入っていません。これから工事に入るに当たってどういう形を取るかという形で今、休館とした状態になっています。今後、来年度以降の工事へなっていく予定になっています。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 休館してしまして、委託料等が返金になるようなことはないでしょうか。休館になりますよね、そんなところで。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 指定管理料、指定管理者のほうとの契約が短縮されますので、その分について今、指定管理者の株式会社フィッツのほうで協議を進めているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） また、その後日、その金額等のはじかれるということですね。報告があるんですね。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 後日という形になりますが、その辺の金額が決まってくという形になります。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） だから、ちょっと確認ですが、この運営費は今後の検討のための運営費ということによかったですか。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） はい、どのようにしていくかということをご構想を練る中で、委託料の経費となります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 参考までにちょっと聞かせて下さい。

玉幡公園の今、休館しているんですけども、先ほどサウンディング調査ということで、これ、今、今後の公共施設の在り方について、各施設が個別施設計画みたいなものを立てているじゃないですか。将来的にこの施設に係る大規模な改修とかがあっておおよそどのぐらいになるっていうふうになっているのか分かっていきますか、今の段階で。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 施設の在り方をこれから見直すという形で、どれぐらいの予算かというのと、こういった形で今、つくっていくかということをご考えているところなので、幾らという形がちょっと申し上げられないんですけども、申し訳ないんですけども。そのところ、今やることとしては、今のままでなくてももう少し施設の在り方をご考えて、複合化などもということで検討していくということになってきます、ということだけになります。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 今回、そういったことも含めたサウンディング調査、様々な可能性を調べていくというか、施設の在り方というか、修繕等も含めてです、ということによろしいんですか。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 修繕も含めて、今、庁内のほうでプロジェクトチームのようなものを立ち上げまして、やり方をどうするかということをご検討しますので、その中で決まってきた形で進めていく形になってくると思います。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

名取部長。

○教育部長（名取藤吾君） 補足ですけども、前回の常任委員会で話がありましたように、公共施設の面積を少なくしていくですとか、市内で今いろいろなことを検討されておりますので、そういったいろいろなことも含めた中で、今後は複合化とか他施設との複合化なども

含めた中でいろんな計画をプロジェクトチームと一緒に業者委託する中で、考えた中で一番いい方法というのを出して、それでそこに幾らかかるかというのは今から金額を出して、それでまた検討していきたいと思っています。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） その件で、近年学校のプールの修繕が賄えないといって廃止に追い込まれていると。逆にこういった民間、民間というかこれ今委託しているんですけども、そういうプールを使っているケースが結構全国的に増えているということなので、ぜひこの調査の中にもこういったことも含めて検討していただけたら。学校もかなり修繕費がプールのほうまで回らないなんていうふうなことも言われている昨今ですので、ぜひそういったことも含めて調査していただけたらなと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（内藤久歳君） ちょっと暫時休憩。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時18分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

特にないようですので、以上。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 今の話で、今からプロジェクト立てて決めていくということなんですけれども、大げさに言えば下手したら廃止というか、総合計画がまた別にあるとしても、公園はなくすとかいうような極端に言えばそういうこともあるということですか。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

名取部長。

○教育部長（名取藤吾君） 多くの選択肢がある中で、ゼロとは言えないと思いますが、やはり市民の皆様にも愛された公園でもありますので、存続する方向で進めていきたいと思いますが、将来的にということでもいろいろ考えた中で可能性についてはゼロではないと思います。以上です。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） ゼロではないということなんですけれども、例えば、存続した場合に今、休館しているわけなんですけれども、どのぐらいのめどで新しく立ち上げるようなずっとこのままいくわけじゃないと思うんですけれども、やっぱりなるべく早くいろいろなものやっついていかないと今、物価高騰もしてますし、どんどん多分予算組んでもまた値上がりとかいろいろあると思いますんで、どのぐらいのめどでやるかなというところひとつ決まっているようなところありますか。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 今年度のところで計画のほう見直した中で、来年度以降の工事となっていきますので、いつまでというところがまだ工事の規模によって変わってきますけれども、早期の改修で再開というのも目指しているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時22分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、経営戦略課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、経営戦略課から6月補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、補正予算説明書12ページをお願いいたします。

ページ中段になりますけれども、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきまして、補正前の額6億8,768万円に対しまして、2億3,083万2,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額を9億1,851万2,000円とするものであります。

財源内訳につきましては、国・県支出金 1 億9,455万5,000円。その他財源130万円、一般財源3,497万7,000円でございます。

13ページをお願いいたします。

内容につきましては、説明欄のナンバー03企画管理費、07地域公共交通活性化再生総合事業、16地方創生事業に係る費用でございます。

まず、ナンバー03企画管理費1,471万7,000円の増額補正の内容といたしましては、ふるさと応援寄附金事業に係る経費をお願いするものでございます。ふるさと応援寄附金事業につきましては、現在複数のふるさと納税ポータルサイトを活用し、寄附金を募っており、令和5年度の個人からの寄附金額は10億円を超える状況となっており、令和3年度から3年連続の10億円越えを達成したところであります。

今回、さらなる自主財源の確保と市内産業の活性化を図るため、新規ポータルサイトを2サイト追加することに伴い、返礼品調達費及びサイト使用手数料等として、13ページ左側7節報償費931万5,000円と11節役務費540万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、07地域公共交通活性化再生総合事業 2 億1,505万8,000円の増額補正につきましては、本年6月4日に開催された総務教育常任委員会でご説明いたしましたA I オンデマンド交通及び自動運転バスの実証運行に係る予算をお願いするものであります。

A I オンデマンド交通実証運行につきましては、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助率が3分の2の競争モデル実証運行事業を活用した事業計画を本年4月に申請し、採択されたことから事業費6,505万8,000円を計上しております。

この事業の内容といたしましては、6月4日の常任委員会で説明したとおり、甲斐市地域公共交通会議を事業主体として、有料による実証運行、市内3か所にモビリティハブの設置、事業者等のスポンサー化による新たな収益の創出。キャッシュレス決済の導入を図り、11月から2か月間の自主運行を予定しております。

その経緯として、実証運行を実施する甲斐市地域公共交通会議へ補助金として18節負担金補助金及び交付金に5,493万7,000円、実証運行に使用する車両2台の購入費として、17節備品購入費880万円、その他車両保険料等132万1,000円でございます。

次に、自動運転バス実証運行につきましては、同じく国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助率が10分の10自動運転社会実証推進事業を活用した事業計画を、本年5月に申請したところ、先日採択の内示を受けたところであり、事業費につきましては、

1億5,000万円を計上しております。こちらにつきましては、持続可能な地域公共交通を推進するため、自動運転運行レベル4の実現を前提とした事業性の検討、自動運転技術に対する社会的受容性の醸成を図るとともに脱炭素のさらなる推進のため、EVバス使用による実証運行実施に伴う経費として、12節委託料に1億5,000万円としております。

最後に、ナンバー16地方創生事業105万7,000円の増額補正につきましては、甲斐市版メタバス・スクール事業に係る予算をお願いするものでございます。

こちら6月4日の総務教育常任委員会でご説明いたしましたとおり、令和5年度に実施したメタバス・スクール事業において、不登校の解消につながる事例もあり、一定の成果が得られたことや、保護者から事業の継続を望む声などを受け、今年度においても引き続き様々な理由で学習支援が必要な子供たちに安心して学びや交流ができる場の提供として、甲斐市在住の児童・生徒に限定した甲斐市版メタバス・スクールを新たに開設し、学力向上と学校社会の学業支援等を目的に事業連携協定を締結している甲斐ゼミナールと事業実施をする予定するもので、その事業運営費として、12節委託料97万5,000円、その他事務経費として8万2,000円を計上しております。

以上、今定例会に上程いたしました補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 17節備品購入費8,800万円なんですけれども、880万円失礼しました、車両2台購入ということなんです、こちらは所有は市の所有になるのか、公共交通会議の所有になるのかどちらでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） こちらにつきましては、甲斐市の所有という形になっていくと思っております。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） これまで3回デマンド交通の実験をしていて、それぞれで何台か車両を購入しているんですけれども、今回2台追加で購入して、その2台合わせると現在何台のオンデマンド用の車両があるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 今回購入予定のやつがワゴン車2台を購入予定にしております。既に所有しているものがハイブリッドのワゴン車が2台と電気自動車の普通車3台ですので、合わせれば全部で7台を所有することになるかと思えます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 9-2の委託料、1億5,000万、ちょっとその辺詳細詳しくお聞かせください。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） こちらにつきましては、6月4日の常任委員会のほうでご説明させていただきました自動運転バスを十五、六人ぐらいの乗れる自動運転バスで、レベル4を目指し、実走を目指した形で、今回実験ではレベル2という形で運転補助をつけますけれども、それを行うのに先ほど説明したように、脱炭素化を図る意味も含めて、電気バス、こちらで実証運行を行っていきたいと考えております。その経費として、1億5,000万円が計上させていただいているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 委託先ってもうあれですか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 予算が確保できたところで、委託先というか運行を行えるところとルールにのっとって契約してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） すみません、その自動運転のバスなんですけれども、これは委託した先がバスの準備をしてくれる、このバスの購入なんですか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 申請では、所有をしたいというところから、購入も含めた形で国のほうには予算を計上し、1億5,000万となっているところです。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 所有したいというのは、甲斐市ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） おっしゃるとおりで、甲斐市の所有バスを、甲斐市電気自動車自体を甲斐市の所有としていきたいというところもあって、ただ、今後相手方と契約して最終的な金額等を見る中で、リース的になるのかどうかというのは、今後の形になってくるところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 自動運転レベル2のEVバスなんですけれども、たしか富士吉田市はフランス製のバスを使っていたというふうに記憶しているんですが、最終的にはレベル4を甲斐市は目指していくということで、今、このレベル2に対応しているバスを購入、所有したとして、そのバスの機能のままレベル4を目指していけるのか、それともレベル4を目指すに当たって、また新たにバスを購入する必要があるのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 技術的には、もう既にレベル4まで達している状況でございまして、私どもも視察というかで、県が行った電気バスではないですけども、自動運転の実証実験と、あと今年度に入ってから羽田空港近くのところで行っている自動運転の実証実験、そちらのほうも視察させていただいて、今回所有するものは、そのままいろいろつけるレーダーとかそういったセンサーとかといった形になってくるんですけども、そういったものも既にレベル4に対応できるものだと考えて、その車両を購入したいという形で予算計上をしているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ここで休憩をします。

再開は50分。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時43分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、歳入についてを行います。

初めに、税務課より、1款市税について説明をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。

税務課から市税に係る補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税、1目個人、1節減免課税分、補正前の額44億9,608万5,000円から3億3,888万5,000円を減額し、41億5,720万円とするものでございます。

減額の理由は、令和6年度定額減税実施に伴い、個人住民税、所得割額の減税分を減額するものでございます。この定額減税は、納税者本人と扶養親族の合計人数に1万円を乗じた額を定額減税可能額といたしまして、個人住民税所得割額から減税するものであります。

なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

これで税務課の歳入補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、財政課より、10款地方特例交付金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） お疲れさまです。

それでは、このたびの一般会計補正予算（第1号）の補正額21億1,419万円の財源となります。歳入予算の市税を除く予算につきまして財政課よりご説明いたします。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、10款地方特例交付金であります。

1項市民税、1目1節地方特例交付金3億3,888万5,000円の増額につきましては、定額減税による個人減税の減収分について、定額減税減収補填特例交付金として国から全額補填されるため計上するものであります。

次に、15款国庫支出金であります。

1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、3節児童手当負担金2億329万6,000円の増額につきましては、児童手当の支給対象年齢の拡大や地方負担割合の軽減などの制度改革に伴い児童手当負担金を増額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、10億8,401万6,000円の増額につきましては、まず物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の物価高騰対策として実施する定額減税を十分に受けられない方への調整給付金給付事業。令和6年度新たに住民税非課税均等割のみ課税となった世帯に1世帯当たり10万円を給付する低所得者世帯支援給付金給付事業、また令和6年度新たに住民税非課税均等割のみ課税となった世帯の18歳以下の児童に1人当たり5万円を給付する低所得者子育て世帯加算給付金給付事業について、財源として国から全額が交付されるものであります。

社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍に氏名の振り仮名を記載する法改正に伴うシステム改修について、当初予算におきましては一般財源で計上しておりましたが、補助金の交付決定を受けたことに伴い、計上するものであります。

次の地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、A I オンデマンド交通を展開するための実証運行及びE Vバスを自動運行させるための実証運行に係る経費について補助金が交付されるため計上するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金787万7,000円の増額につきましては、まず子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改革に対応するための本市人

事給与システム改修に係る補助金を増額するものであり、子ども政策推進事業費補助金は、甲斐市こども計画策定業務につきまして、国からの補助金が採択にならなかったことから子育て支援総合施策事業の財源更正に伴い減額するものであります。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金272万9,000円の増額につきましては、木造住宅耐震関係の耐震診断等の申請増に伴い、社会資本整備総合交付金を増額するものであります。

次に、9目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金4,569万7,000円の増額につきましては、双葉西小学校校舎長寿命化改修に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、増額するものであります。

続きまして、16款県支出金であります。

1項県負担金、2目民生費県負担金、3節児童手当負担金658万円の減額につきましては、児童手当の制度改正により、支給額に対する地方負担割合が軽減されたことなどに伴い、県からの児童手当負担金を減額するものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金144万8,000円の増額につきましては、保育中に新たに医療的ケアが必要な児童が1名増えたことによる特別保育事業の増額補正に伴い、保育対策総合支援事業費補助金を増額するものであります。

次に、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金182万円の増額につきましては、猫の不妊去勢手術に係る県補助事業が補助対象を一部見直した中で今年度も継続となったことに伴いまして、猫不妊去勢手術費補助金を増額するものであります。

続きまして、4目労働費県補助金、1節労働費補助金1,320万円の増額につきましては、移住支援金の支給要件を満たす世帯からの申請増に伴い、山梨県移住支援金交付事業費補助金を増額するものであります。

次に、7目土木費県補助金、1節土木費補助金273万9,000円の増額につきましては、木造住宅耐震関係の耐震診断改修等の申請増に伴いまして、木造住宅耐震診断支援事業費補助金及び木造住宅耐震改修等支援事業費補助金をそれぞれ増額するものであります。

次に、18款寄附金であります。

1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金2,700万円の増額につきましては、ふるさと納税のポータルサイトに新たに2つのサイトを追加することに伴い見込まれる寄附金を増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金、1億2,064万8,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源不足分を繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入であります。5項1目雑入、1節総務費雑入1,030万円の増額につきましては、A I オンデマンド交通実証運行に係るバスマップや車両などへの広告掲載収入及び地域公共交通計画の策定に係る経費に対して交付されます甲斐市地域公共交通会議補助金並びに令和5年度に申請した一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業において、一般コミュニティ助成事業に4地区の事業が採択されたため、コミュニティ助成事業助成金を計上するものであります。

次に、3節衛生費雑入1億790万円の増額につきましては、新型コロナワクチン予防接種が定期接種の対象となりました65歳以上の方及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方のワクチン接種に係る国からの助成金として、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を計上するものであります。

次に、9節教育費雑入100万円の増額につきましては、甲斐梅の里クロスカントリー大会の経費に充てるための公益財団法人ライフスポーツ財団からの子供活動支援金を計上するものであります。

次に、22款市債であります。

1項市債、12目1節合併特例債4億9,110万円の増額につきましては、双葉西小学校校舎長寿命化改修に係る経費に充当するため、増額するものであります。

以上が、補正予算（第1号）の説明となります。

続きまして、一般会計補正予算（第2号）の補正額5,356万6,000円につきまして、財源となります歳入予算について、ファイル名は補正予算説明書（初日追加）のファイルになります。議会関係フォルダーの補正予算説明書（初日追加）になります。その8ページ、9ページをお願いいたします。

それでは、補正予算説明書追加の8ページ、9ページになります。

初めに、19款繰入金であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金276万6,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源不足分を繰り入れるものであります。

なお、財政調整基金の補正予算（第2号）時点での令和6年度末現在高見込額は41億3,769万8,000円という状況となっております。

次に、22款市債であります。1項市債、12目1節合併特例債5,080万円の増額につきましては、脱炭素社会推進事業における太陽光発電設備設置に伴う6施設の屋根防水工事に充当するため増額するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。追加のほうの12ページになります。

この表は、先ほど説明いたしました補正予算第1号の合併特例債の増額を含めた表となります。左から4列目、補正前の額の一番下段合計のとおり、補正前の記載見込額19億3,320万円に補正予算第2号の補正額5,080万円を増額しますと、本年度の記載の発行見込額は19億8,400万円となり、一番右の列にありますとおり、令和6年度末の現在高は210億8,736万8,000円となる見込みであります。

以上が補正予算（第2号）の歳入予算の説明であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これで歳入の質疑を終わります。

これより議案第68号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

次に、議案第71号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第71号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、税務課よりその他がありますので報告をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） 大変お疲れさまでございます。

税務課から先日お知らせいたしました件につきまして、納税者の皆様、議員の皆様に変  
ご迷惑、ご心配をおかけいたしましておわび申し上げます。

配付しました資料により、令和6年度市県民税納税通知書に同封したリーフレットの記載  
誤りについてご説明いたします。

#### 1、概要

市県民税納税通知書発送の際、例年税額の計算式や納付方法、Q&Aや納税通知書の見方  
などを掲載したリーフレットを同封しております。このリーフレットの一部記載内容に誤り

がありました。

裏面 2 ページの図をご覧ください。

リーフレットに見本として掲載しました説明書きです。①と示した所得割額の欄の金額を定額減税前と記載しましたが、定額減税後とするのが正しい説明であります。

1 ページにお戻りください。

概要の一番下の行、なお、市県民税納税通知書本体の納税金額につきましては、正しく課税処理をしております。

次に、2、経緯。

今年度、臨時的に実施される定額減税に伴いまして、納税通知書の様式が変わりましたので、新しい様式の見方をリーフレットに掲載しました。リーフレット印刷の発注に当たり、システム改修後の新しい様式に印字される金額などについて、システム改修請負業者へ照会したところ、所得割額の欄に定額減税前の額を印字するという回答を得て、2 ページの図のとおりリーフレットを作成いたしました。その後、納税通知書本体のその欄には、定額減税前ではなく、定額減税後の金額が印字されており、それがリーフレットの内容と食い違うということに気づかず納税者に発送をいたしました。

今月 5 日に納税者の方からの問合せにより、リーフレットに誤りがあることを把握いたしました。

3 の件数。

令和 6 年度市県民税納税通知書発送件数は、1 万 3,581 件であり、このうちリーフレットの記載誤りの部分についての問合せ件数は、今月 13 日までに 15 件ございました。その後、昨日までにこの件についての問合せはございませんでした。

次に、4 の対応。

この件を受けまして、納税者の方への対応につきましては、発送後の問合せ件数を考慮いたしまして、市ウェブサイトにおいて、訂正内容をお知らせするとともに、おわび文を掲載いたしました。

なお、今後も電話などによる問合せに対しては、親切丁寧な対応を行ってまいります。

次に、5 の再発防止策です。

今後におきましては、委託業務の進捗状況を正確に把握するための研修業務を確実に行うこと。帳票などの印字について、目視確認を徹底すること。また、職員の知識、技術の向上を図り、適正な事務の執行に向け取り組んでまいります。

以上、今回の件につきましてのご報告とさせていただきます。

○委員長（内藤久歳君） 報告が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 確認なんですけれども、これ万が一この状況知らずに申請しちゃった場合、何かそういうトラブルということは考えられるんですか。後と前とあるじゃないですか、これ知らずにそのまま申請してしまった場合というのは何かあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） お答えいたします。

知らないでそのままの方の場合でも、納税通知書の計算は誤りがございませんので、そういう影響は考えてないです。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で税務課のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退出いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

引き続き請願審査を行います。

請願第6-1号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の日本政府への提出についての請願を議題といたします。

紹介議員である滝川議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 本日は定例会最終日、総務教育常任委員会の皆様にはお疲れのところ大変にお時間をいただきありがとうございます。

今定例会に私と若尾議員の2名が女性議員として、女性差別撤廃アクション山梨からの「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の日本政府への提出についての請願を受け、紹介議員として本日も審議にいただくに至っております。

この件につきましては、6月4日総務教育常任委員会の皆様大変お疲れのところを請願者の池田政子先生からの申出により、説明をさせていただきました。ありがとうございました。

その折り、大勢の方からたくさんの質問もいただきまして、私たちも大変驚いているところでございます。しっかりと興味を持っていただけたなという、ありがたいなという気持ちでいっぱいでございます。

それでは、ここで、請願の理由、請願書の朗読をさせていただきます。

2024年5月23日。

甲斐市議会議長、赤澤厚様。

「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の日本政府への提出についての請願。

請願者、女性差別撤廃アクション山梨代表、山梨県立大学名誉教授、池田政子。女性差別撤廃アクション山梨副代表、元山梨学院大学教授、山内幸雄。

紹介議員、滝川美幸、若尾彰子です。

請願の理由、国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するためのもっとも重要な国際基準であり、日本は1985年に批准しました。その後女性差別撤廃条約の実効性を担保するために、附属の条約として1999年に国連で採択されたのが選択議定書です。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにもかかわらず、国内で救済されなかった人が国連の女性差別撤廃委員会に個人通報することが可能になります。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反であると認定すれば、当事国に対して意見を出し、勧告することができます。このことは法改正や手法の判断への影響を通じて女性差別撤廃条約の内容が確実に私たちの暮らしに届く契機になります。

しかし、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中115か国が選択議定書を批准している中で日本はまだ批准していません。ある国の男女間格差を示すジェンダーギャップ指数について、初めて公表された2006年以来、日本は0.65前後で推移しており、完全な平等を示す1.0に向かう傾向が全く見られません。当時、80位だった世界ランキングは下がり続け、2023年には、146か国中125位で過去最低となりました。この20年近く、男女の格差をなくすための有効な策が講じられなかったことを示しています。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、日本の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。女性差別撤廃委員会は、これまで日本政府に対して、選択議定書の批准を繰り返し求めてきました。条約締約国は、自国の実施状況を報告する義務がありますが、今年10月には、締約国である日本政府の報告に対して8年ぶりに国連女性差別撤廃委員会の審議が行われますが、これを契機として、この審議までに選択議定書の批准を実現すべきであると私たちは考えています。

現在、全国では、234の自治体議会から政府に選択議定書の批准を求める意見書が提出されています。山梨県内でもこの3月に3市町の議会から意見書が提出されました。

日本国憲法は、締結した条約は、これを誠実に遵守することを必要とすると国際主張主義をうたっています。甲斐市男女共同参画推進条例もその基本理念に男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的強調の下に行われることを掲げています。

以上のような現状に鑑み、甲斐市議会におかれましても国会及び政府に男女差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を強く求める旨の意見書を提出されますよう切にお願いいたします。

2、請願事項、甲斐市議会において、国会及び政府に「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を提出すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき次の諸機関への意見書の提出を請願いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより内容等について、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、これより本請願について、順次各委員の意見を求めます。

初めに、若尾副委員長、お願いいたします。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 「女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する意見書」の提出について、私の意見を述べさせていただきます。

先日の請願者池田先生の説明でもありましたように、我が国のジェンダーギャップ指数は低迷を続けております。勝手な評価である、現実を反映していない、女性だけではない男性も大変なんだという声は承知しております。

しかし、私はこれまで看護師、保健師、そして市議会議員になってから関わってきた女性の中には、女性であるがゆえに困難な状況に陥ってしまい、そこから立ち上がるのに非常に苦勞している方がいらっしゃいます。その困難は非常に根深く、世代を越えて再生産しています。それは止めなくてはならない、解決しなければならない課題であることは事実です。

4つの分野で測るジェンダーギャップ指数では、健康と教育の分野では、日本はトップクラスです。しかし、経済と政治の分野が足を引っ張っている状況です。GDPではドイツに抜かれ、世界4位にまで転落し、給料もここ30年ほとんど上昇しておりません。日本は、健康で教育を受けた女性を十分に生かし切れていないのです。この選択議定書が批准されれば、女性を生かし切ることのできない原因を解決する根拠となります。

そして、先日の私の一般質問で取り上げました困難な状況にある女性が立ち上がるために困難な状況に陥らないようにするために、この選択議定書は根拠となります。私がこれまで関わった患者さん、市民の方、そして私の娘たちを含め、全ての女性と女の子が幸せに生活するため、困難を避けるため、困難から立ち上がるためにこの選択議定書の批准が必要と考え、意見書の提出に賛成いたします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 次に、松井委員、お願いします。

○委員（松井 豊君） 賛成で採択をしてもらいたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 賛成ということによろしいですね。はい、分かりました。

次に、小澤委員お願いします。

○委員（小澤重則君） 賛成いたします。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員お願いします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 私の見解を言わせていただきます。

今回、この請願を提出されて、女性、女子ですか、女性差別撤廃条約の採択議定書であり

ますけれども、この中で言われている、この規定されている個人通報制度は条約の実施に効果的な担保を図る趣旨から注目すべき制度だとも言われておりますし、一方国のほう、同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があるということで、現在も検討されているんですけども、ただ、この議論20年も続いている問題でありまして、先ほど言われたように国際社会の中でもこういった機運が高まってきている、先ほど若尾委員がおっしゃったとおりそういった女性の心情等も考慮すれば少しでも前進していただきたいという思いで採択ということでよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 続きまして、保坂委員、お願いします。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） いろいろこうやって請願のほうの理由を聞かせていただいて、この間も先生のほうのお話を聞かせていただきました。私としても、やはり今までこれを先ほど今、金丸議員が言いましたように20年もかかっていると。やはりこれが本当の今の日本だなというふうな思いはすごく強く感じました。あらゆる面で今、このスピード社会というかやっぱりそういうものに対応していかなきゃいけない時代なのに、やっぱり日本国として、これだけの長い期間をかかっているということをやっぱり我々もちろん議員であるし、いろんな方のそういうものが関わっていて、今まで20年という長きにわたって採択されなかったということになるかと思えますけれども、やはりもう時代が変わって、もう新しい時代になるわけですから、やっぱりそこはそこで女性も男性もなくというところがやっぱりこれからの日本だけじゃなくて、世界もそうですけれども、そういう世界になっていくということだと思えますので、賛成をしたいと思えます。

○委員長（内藤久歳君） では、続いて安倍委員。

○委員（安倍健治君） どんどんランクが下がってきているというのは問題だと思うのと、うちも子供がみんな娘なんで、子供含めて賛成いたしたいと思えます。

○委員長（内藤久歳君） 各委員のご意見ありがとうございました。

以上で、各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○委員長（内藤久歳君） 会休憩前に引き続き会議を再開します。

これより請願第6-1号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の日本政府への提出についての請願について採決いたします。

お諮りいたします。本請願は採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で請願第6-1号の審査を終了いたします。

これで請願審査を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時35分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は全て終了いたしました。

慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

委員よりその他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） なければその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分